

官報

号外 昭和五十六年五月八日

○ 第九十四回 参議院会議録第十六号

昭和五十六年五月八日(金曜日)

午前十時三分開議

○ 議事日程 第十六号

昭和五十六年五月八日

午前十時開議

第一 財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 糜糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

置に関する法律案
日程第三 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案
日程第四 臨時通貨法の一部を改正する法律案
(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上四案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長中

村太郎君。

審査報告書

財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長

徳永 正利殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、当面の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五

六年度における公債の発行及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を行ふとともに、同年度から昭和五十九年度までの間に、同年度から昭和五十九年度までの間ににおける日本電信電話公社の国庫納付金の納付その他の歳入(租税及び印紙取入並びに

○ 議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

○ 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○ 議長(徳永正利君) これより会議を開きます。
日程第一 財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案
日程第二 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措

定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に伴い、昭和五十六年度一般会計予算の歳入に、特例公債金収入として五兆四千八百五十億円、日本中央競馬会特別納付金として二百億円、日本電信電話公社臨時納付金として一千二百億円、産業投資特別会計受入金として五十億円が計上されている。また、同年度産業投資特別会計予算の歳入に、運用利殖金収入のうち日本開発銀行の国庫納付金計算の特例による納付金の見込額として九十五億円が、歳出に、一般会計へ繰入れに必要な経費として五十億円が計上されている。

一、公衆電気通信事業の公共性にかんがみ、日本電信電話公社の臨時国庫納付金が料金値上げ等利用者の負担を増大することのないよう、職員の積極的な協力を得つつ能率的な公社経営を可能にする諸般の改善を行い、経営基盤の強化に努めるとともに、政府においても公社設立の趣旨に基づき、経営の主体性が十分發揮されるよう努めること。

一、日本中央競馬会については、政府の指導監督と自主的な経営努力を通じ、業務の適正な執行を図るとともに、競馬従事者の地位の安定に努め、競馬の健全な発展に資すること。

一、附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政確立のため、財政収支の改善に全力を尽くし、昭和五十九年度に特例公債依存の財政からの脱却を図るとともに、建設公債についても可能な限り抑制し、公債依存度を低下させよう努めること。

一、國債の償還財源については、長期的な展望を踏まえて、その確保に努め、償還に支障のないよう努めること。

一、今後、建設公債の借換えも本格化することに備え、金融・資本市場の動向を踏まえた発行条件の適正化等、適切な国債管理政策に関する方針を確立するよう努めること。

一、財政支出のうち、不要不急の経費を削減するとともに、補助金行政の洗い直し、特殊法人の経営の見直しを行うなど、抜本的な行財政改革を行うこと。

一、財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

第一條 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、当面の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五十六年度における公債の発行及び日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定めるとともに、同年度から昭和五十九年度までの間ににおける日本電信電話公社の国庫納付金の納付その他の歳入(租税及び印紙取入並びに

部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外三件 質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本 その詳細は会議録に譲

に関する法律案外三件

置を强行し続けたのであります。このために、国

第二条中「百円」を「五百円、百円」に、「九種」を「十種」に改める。
第三条中「百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」を「五百円ノ臨時補助貨幣ハ一万円迄、百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

古文觀止

○委員長(中村太郎君)

四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について申し上げま

本法律案は、最近こおする國の財政収支が著し
す。

本治疗方法は、最近になって日本の見直しや米国等で導入され、不均衡な状況にあることにかんがみ、当面の財政運営に必要な費用を確保する。この国税三法による

政運営に必要な財源を確保し、そこで国民生活と國民経済の安定に資するため、昭和五十六年度に

おいて、予算をもつて国会の議決を経た金額五兆四千八百五十億円の範囲内で特例公債の発行がで

きることとするとともに、同年度の日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例、並びに同年度から昭和五十九年度までの間に於ける日本電信電話公社の国庫納付金の納付、その他の歳入の増加を図るために特別措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、財政の中長期展望における本業の位置づけ、特例公債の発行と政府出資法人の納付金の特例措置を一括して提案した理由、独立採算制をとる公共企業体に国庫納付金交付を納付させることの問題、公営競技の各振興会が行う補助金交付のあり方等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取し、さらに農林水産委員会、通信委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案外三件

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鴻山篤委員、公明党・国民会議を代表して塙出啓典委員、日本共産党を代表して三治重信委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井裕久委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されております。

次に、アフリカ開銀加盟措置法案以下三法律案について申し上げます。

アフリカ開銀銀行への加盟に伴う措置に関する法律案は、本国会においてすでに承認されました。アフリカ開銀銀行を設立する協定に基づき、わが国が同銀行に加盟することに伴う当初出資として、二億四千五百六十八万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができることとするほか、追加出資及び同銀行の特別基金への拠出について規定を設ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

次の一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案も、本国会において別途承認されました。一次産品のための共通基金を設立する協定に基づき、わが国が同基金に加盟することに伴う出資として二千五百四十七万六千三百九計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができることとするほか、同基金への拠出について規定を設ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

最後の臨時通貨法の一部を改正する法律案は、最近における経済取引の実情等にかんがみ、政府が発行できる臨時補助貨幣として新たに五百円貨幣を加えるとともに、その法貨としての通用限度を一万円とするものであります。

以上の三案は、一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、三案は順次採決の結果、アフリカ開銀加盟措置法案、臨時通貨法改正一次產品共通基金加盟措置法案、臨時通貨法改正法案はそれぞれ全会一致をもって、三案とも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、臨時通貨法改正案に對し附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

置を強行し続けたのであります。このために、国民各層の間にも、産業分野の内部にも各種の格差を生み、事実、大企業の優位性は一段と高まりました。

一昨年来、日本を含めての世界的な経済成長の一停滞に加え、ソ連のアフガニスタン進駐を契機とした日本への内外からの防衛力増強の圧力、日米、日欧との貿易摩擦の激化、国内における急速な高齢化等の問題に直面し、必然的に財源の限界が見え始めてまいりました。鈴木内閣は、やむを得ず二兆円の減額を迫られる羽目になりました。

そして、昭和五十九年度特例国債発行ゼロの実現を目指す財政の中期展望という数字の羅列表をつくりました。私ども日本社会党は、たとえ二兆円であれ、特例国債を減額することには賛成であります、その減額をどういう方法で、どの経費を削って国債減額の財源とするかは大きな問題であります。

鈴木内閣と大蔵省は、国債減額の実施に当たって、勤労国民に増税と福祉の切り捨てを押しつけるため、サマーレビュー、歳出百科、ゼロリスト、中期展望の作成を進め、昭和五十七年度大型消費税導入の政府税調答申を出させました。しかし、国民は鈴木内閣の安易な財政再建に各地で反対ののろしを上げ、財界すら反対声明を出さざるを得ませんでした。増税を言う政府に対しても、国民党は逆に徹底した行財政の改革を要求しております。しかし、自民党政はこの国民の要求を何とかかわそと必死になつております。だから、上辺だけの行財政改革をするために自民党議員から誓約書を取ることまでしなければならないあります。

不公平税制を直せと国民は要求しているのに、自民党議員の間では、昨年可決されたばかりのグリーンカード制をストップさせる運動をしたり、マル優の限度額引き上げようとしたり、あるいは業界に補助金温存や改善阻止の運動を起させたり、あるいは本四架橋や整備五幹線などの

大型公共プロジェクトの見直しもできないであります。その上、防衛庁の五三中業の一年繰り上げと、五六中業による防衛計画大綱の完全実現などの大きな財政需要が變いかかって来る蓋然性もあるわけであります。

また、国債の大量発行は、金利の自由化や機動性を妨害し、金融機構に大変化を与える、経済発展にも悪影響を現に与えております。また、大量の借換期を控えて、もろもろの金融的、財政的な困難も予想されます。とてもとも、行政改革によつて不要不急の歳出を削減し、真に必要なものを大胆に支出していくといふ八〇年代に対応する決意というものを少しも感じ取れないことは、財源確保法案の審議に当たつてきわめて遺憾に思われるを得ませんでした。

以下、反対理由の主要な数点に触れたいと存ります。

第一の理由は、前述しましたように、政府の指向する財政再建は、眞の意味の財政再建に逆行するからであります。

政府は本年度予算を自画自賛しているようあります。が、一兆円の国債減額は高度成長時代の歳出構造の見直しによって実現したものではありません。一兆四千億円に及ぶ増税と、所得税減税の見送りによる大幅な実質増税、さらに公共料金の相次ぐ引き上げによつてなし得られたものであります。かつまた、公務員給与の改善費をわずか一%と過小に計上したり、住宅関係費に見られるように、出資をやめたり、利子補給の財政投融資振替で過小計上してつじまを合わせたものであります。

これらの諸措置は、低所得層に負担増加を強いる、所得再分配機能を大きく阻害するものであります。眞の意味の財政再建とはほど遠い、表面だけを糊塗している今回の措置は、断じて容認できません。

第二には、財政計画の試案と称して国会に提出

した「財政の中期展望」は、審議の中で明らかになりました。本年限りの国会切り抜け用であり、數次にわたつて提出された、いわゆる財政収支試算との関連性のないものであつて、単に増税と福祉切り捨て以外には財政再建はあり得ないという宣伝材料にすぎず、計画的な財政運営計画とその執行の決意を示すものではありません。

中期展望の中には、公共事業の大大幅な伸び率と四条債発行水準の据え置き、特例債の大幅削減と防衛支出の増大など、国民には、何を言おうとしても、将来どうなるのか、全くわからないものであります。かかる整合性のない展望のもとで作成された財政再建の一施策としての本案に賛成することはできません。

第三の理由は、特例債の発行と特殊法人の納付金の特例といふ全く異質な事柄を一括して本法案に盛り込ませていることあります。

両者は相互に何一つ関連性がありません。特殊法人の納付金問題を抱き合わせることによつて、特例公債発行の重大性を隠蔽しようとはかつたものと言われても、言い逃れできません。財政法で禁止している赤字公債発行についての政府の安易な姿勢が、ことにも歴然たる事実としてあらわれていると言わざるを得ません。

第四は、特殊法人の納付金問題が單に財源集めの觀点から処理されることあります。

独立採算制をとる電力公社は、その余剰が生じたときは料金の引き下げやサービスの向上を図るべきであり、本案による納付金の特例措置は、公企体の独立採算制度を根底から否定することにはなりません。今回の措置は、長期にわたり、電気通信事業の発展を抑え、また職員の協力体制にも重大な悪影響を及ぼしております。いまこそ特

殊法人全般について抜本的に見直すときであるにもかかわらず、それを放置して黒字経営の特殊法人をねらい撃ちにするがごときは、断じて許すことができません。

以上、反対理由を述べてきましたが、本法案の審議を通じて明らかになったことは、財政再建に対する政府の姿勢は、今後においても依然として安易かつ消極的なまま終始するであろうことであります。このまま推移すれば、国民の負担のみが過重となるだけではなく、弱い者いじめの財政再建であり、眞の財政再建は画餅に帰し、弱肉強食の財政が渾歩することになるであろうことを警告して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

審議を通じて明らかになつたことは、財政再建に対する政府の姿勢は、今後においても依然として安易かつ消極的なまま終始するであろうことであります。このまま推移すれば、国民の負担のみが過重となるだけではなく、弱い者いじめの財政再建であり、眞の財政再建は画餅に帰し、弱肉強食の財政が渾歩することになるであろうことを警告して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

丸三郎君

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長金

三郎君

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

審議を通じて明らかになつたことは、財政再建に対する政府の姿勢は、今後においても依然として安易かつ消極的なまま終始するであろうことであります。このまま推移すれば、国民の負担のみが過重となるだけではなく、弱い者いじめの財政再建であり、眞の財政再建は画餅に帰し、弱肉強食の財政が渾歩することになるであろうことを警告して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月七日

参議院議長 徳永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

審査報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

</

な发展と甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により出資があつたものとされた金額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができない。

1 農業業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

2 製糸業者(製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他の農林水産省令で定める者に限る。次号において同じ。)

3 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林水産省令で定めるその他の法人

第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(出資証券)

第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行す

る。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第九条 政府以外の出資者(以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十二条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗することができない。

(名称の使用制限)

第十三条 事業団でない者は、蚕糸砂糖類価格安定事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十六条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十七条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それらの任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任しなければならない。

3 他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 事業団は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(代理の兼職禁止)

第二十条 役員は、常利を目的とする団体の役員となり、又は自ら常利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第二十一条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

2 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

第二十五条 運営審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、事業団の業務に關し学識経験を有す

る者のうちから、農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。

委員の任期は、二年とする。

第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について適用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十六条事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職についた者は、その職務に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第三章 業務)

第二十八条事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 蘿糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと。(ハ又はこの業務に該当するものを除く。)

ロ 蘿糸の保管に要する経費の助成、その保管に係る蘿の買入れ及びその買入れに係る蘿の売渡し、加工又は生糸との交換を行うこと。

ハ 委託を受けて、乾蘿を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

二 外国産の生糸、蘿又は蘿短織維の輸入、蘿糸価格安定法第十二条の十三第一項に規定する輸入生糸又は同法第十二条の十

三の五に規定する輸入蘿等の売渡し又は

買換え及び外国産の蘿(買換えにより保有する蘿を含む。)の加工又は生糸との交換を行うこと。

ホ イからニまでの業務に伴う生糸、蘿又は蘿短織維の保管を行うこと。

二 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第二百九号)の規定により次の業務を行うこと。

一 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第二百九号)の規定により次の業務を行うこと。

二 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第二百九号)の規定により次の業務を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

七 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十五 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十六 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十八 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十二 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十六 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十七 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十八 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十九 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

三十 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

三十一 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条事業団は、次の各号に掲げる業務とに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(区分経理)

第三十二条事業団は、次の各号の業務とに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(区分経理)

第三十三条事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(区分経理)

第三十四条事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出してその承認を受けるとともに、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(財務諸表)

第三十五条事業団は、毎事業年度、損益計算書を作成し又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条事業団は、前項の規定により財務諸表及び決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条事業団は、毎事業年度、損益計算書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第三十八条事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業年度)

第三十九条事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第四十条事業団は、第一項第一号ニの業務に係る勘定額(前項第二号の業務に係る勘定額)

(事業年度)

第四十一条附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(前号の金額を除く)及び第五条に規定する者が出資する金額(前項第二号の業務に係る勘定額)

(事業年度)

第四十二条附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(前号の金額を除く)及び第五条に規定する者が出資する金額(前項第二号の業務に係る勘定額)

(事業年度)

第四十三条附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(前号の金額を除く)及び第五条に規定する者が出資する金額(前項第二号の業務に係る勘定額)

(事業年度)

第四十四条附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(前号の金額を除く)及び第五条に規定する者が出資する金額(前項第二号の業務に係る勘定額)

(事業年度)

第四十五条附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額(前号の金額を除く)及び第五条に規定する者が出資する金額(前項第二号の業務に係る勘定額)

(事業年度)

い。

第六章 雜則

(解散)

第四十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十六条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 第二十八条第二項第二項若しくは第三十条第二項又は第四十二条の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

第四十八条 第三十四条第一項、第三十五条第三項又は第四十一条の規定による承認をしようとするとき。

第四十九条 第二十六条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条 この法律により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

第五十三条 この法律により出資者に書類の送付け出るにともに、その事務を前条第一項の規定

付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十一条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第二十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十六条第五項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使用したとき。

八 第三十七条第五項の規定に違反して、糖画金を運用し、又は使用したとき。

九 第四十条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

十 第四十三条第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

十一 第五十一条 第十二条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

十二 第四十三条第二項の規定により政府以外の者が事業年度は、日本蚕糸事業団の解散の日の前に終わるものとする。

十三 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

十四 第六条(日本蚕糸事業団の解散等)

十五 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

十六 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

十七 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

十八 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

十九 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十一 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十二 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十三 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十四 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十五 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十六 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十七 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十八 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

二十九 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

三十 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

三十一 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

三十二 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

三十三 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

三十四 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

三十五 第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定により事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

第七条 前条第四項の規定により政府以外の者が事業団に出资したものとされた金額について

は、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成

立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻

しを請求することができる。ただし、次に掲げ

る者については、この限りでない。

一 附則第十五条の規定の施行後に日本蚕糸事業団に於いては、この限りでない。

二 当該請求の時において日本蚕糸事業団が

定法第十二条の四の生糸の売渡しの申込みを

行つた者

しなければならない。

第一項の規定により事業団が日本蚕糸事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の日本蚕糸事業団の規定により日本蚕糸事業団が解散し、二第一項の規定により日本蚕糸事業団として置かれている金額は、第三十六条第一項の日本蚕糸業振興資金として置かなければならない。

第八条 日本蚕糸事業団の解散については、改正前の日本蚕糸事業団の解散についても、改正前の

日本蚕糸事業団の規定により日本蚕糸事業団の残余財産の分配は、行わない。

第九条 第一条の規定により日本蚕糸事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十条 日本蚕糸事業団の規定により日本蚕糸事業団の残余財産の分配は、行わない。

第十二条 第二十九条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 第二十九条までの規定により日本蚕糸事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本蚕糸事業団に対する政府及び政

府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、なお従前の例による。

第一項の規定により事業団が日本蚕糸事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際

は、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成

立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻

しを請求することができる。ただし、次に掲げ

る者については、この限りでない。

一 附則第十五条の規定の施行後に日本蚕糸事業団に於いては、この限りでない。

二 当該請求の時において日本蚕糸事業団が

定法第十二条の四の生糸の売渡しの申込みを

行つた者

前日に終わるものとする。

3 糖価安定事業団の昭和五十六年四月一日に始

まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が糖価安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の砂糖の価格安定等に関する法律第五

十二条第一項の規定により積立金として整理されている金額は、第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定において、第三十五条第一項の積立金として整理しなければならない。

5 第一項の規定により事業団が糖価安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の砂糖の価格安定等に関する法律第五

十五条第一項の規定により糖価安定資金として管理されている金額は、第三十七条第一項の糖

6 第一項の規定により糖価安定事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第九条 附則第六条第一項の規定により事業団に承継される日本蚕糸事業団の長期借入金又は短期借入金に係る債務について改正前の繭糸価格安定法第十二条の四十八第四項の規定により政

府がした保証契約があるときは、当該保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は短期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

第十条 附則第六条第一項及び第八条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第六条第一項及び第八条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課するこ

とができるない。

(職員に関する経過措置)

第十一條 日本蚕糸事業団又は糖価安定事業団の解散の際にその職員として在職する者で、昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合

等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)。

以下昭和五十四年改正法」という。)附則第十一

条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き事業団の職員となつたもの(以下「事業団関係復帰希望職員」という。)に係る同

条第二項の規定の適用については、事業団及び事業団関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五

十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二

十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 事業団関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用につい

ては、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に蚕糸砂糖類価格安定事業団という名称を使用している者につ

いては、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 事業団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日を終わるものとす。

第十四条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、

「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第十五条 繭糸価格安定法の一部改正

正する。

「第四章 日本蚕糸事業団

第一節 総則(第十一条の十四—第十二条の二十九)

役員等(第十二条の二十七—第十二条の四十一)

第三節 業務及第十二条の四十二—第十二条の四十二)

財務及び会計(第十二条の五十一)を「第四章 補則(第十一

節 第五節 罰則(第十二条の五十二—第十二条の五十三)

監督(第十二条の五十四)を「第五章 罰則(第十一

節 第六節 雜則(第十二条の五十五—第十二条の五十六)

補則(第十二条の五十七—第十二条の五十八)

」

第七条 第二項の前段を削る。

第十七条 第二項の前段を削る。

第十九条 第二項の前段を削る。

第十九条の二 この法律の規定に違反して農林水産大臣の認可又は承認を受けなかつた場合には、その違反行為をした事業団の役員は、

三万円以下の過料に処する。

第十九条の三を削る。

第六章を第五章とする。

附則中第三項から第七項までを削り、第八項を第三項とする。

(繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 改正前の繭糸価格安定法(第十二条の二十九、第十二条の三十及び第十二条の三十八を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は改正後の繭糸価格安定法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条各号を次のように改める。

一 第七条の二第二項又は第十二条第一項若

しくは第三項の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

第十八条 日本蚕糸事業団の役員若しくは職員は運営審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改め、「日本蚕糸事業団」を削除。(所得税法の一部改正)

第二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中財團法人(民法第三十四条(公益法人の設立))の規定により設立されたものに限る。)の項の次に次のように加え、糖価安定事業団の項及び日本蚕糸事業団の項を削除。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号を次のように改める。

十三 蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督(砂糖及びびんどう糖に関する業務に関するものを除く。)を行うこと。

第十二条第十六号を次のように改める。

十六 蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督(砂糖及びびんどう糖に関する業務に関するものに限る。)を行うこと。

(地方税法の一部改正)

第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「糖価安定事業団」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第七十三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十三号を次のように改める。

十三 蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督(砂糖及びびんどう糖に関する業務に関するものを除く。)を行うこと。

第十二条第十六号を次のように改める。

十六 蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督(砂糖及びびんどう糖に関する業務に関するものに限る。)を行うこと。

な業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、特殊法人の整理合理化の基本的考え方、両事業団の統合理由、統合後の新事業団の運営方針及び役職員の処遇、日本蚕糸事業団が抱えている生糸の在庫問題、基準系価をめぐる問題、砂糖の今後の需給動向、異性化糖問題等について質疑を行ったとともに、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、新事業団の発足に当たつては、彈力的かつ効率的な運営がなされるよう指導すること等三項目の附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○井上吉夫君 登壇、拍手

〔井上吉夫君登壇、拍手〕

○井上吉夫君 大だいま議題になりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、日について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○謙長(徳永正利君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○謙長(徳永正利君) これより採決をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十七分散会

出席者は左のとおり。

| 議員 | 講長 | 徳永正利君 |
|--------|-------|-------|
| | 副議長 | 秋山長造君 |
| 鶴岡洋君 | 中野鉄造君 | |
| 大川清幸君 | 渡部通子君 | |
| 和景照雄君 | 馬場富君 | |
| 高木健太郎君 | 小西博行君 | |
| 桑名義治君 | 中野明君 | |
| 太田淳夫君 | 中村銳一君 | |
| 伊藤郁男君 | 塩山啓典君 | |
| 宮崎正義君 | 原田立君 | |
| 藤原房雄君 | 柳澤鍊造君 | |
| 井上計君 | 井上裕君 | |
| 田代由紀男君 | 三木忠雄君 | |
| 峯山昭範君 | 黒柳明君 | |
| 田代富士男君 | 三治重信君 | |
| 柄谷道一君 | 原文兵衛君 | |
| 細川護熙君 | 矢追秀彦君 | |
| 鈴木一弘君 | 渋谷邦彦君 | |
| 柏原ヤス君 | 栗林卓司君 | |
| 木島則夫君 | 中村楨二君 | |
| 志村愛子君 | 二宮文造君 | |
| 多田省吾君 | 小平芳平君 | |
| 白木義一郎君 | 中尾辰義君 | |
| 藤井恒男君 | 田淵哲也君 | |
| 新谷寅三郎君 | 安井謙君 | |
| 大石武一君 | 青島幸男君 | |

| | | |
|--------|--------|--------|
| 喜屋武真榮君 | 山田 勇君 | 江田 五月君 |
| 森田 重郎君 | 野末 陳平君 | 前島英三郎君 |
| 堀江 正夫君 | 円山 雅也君 | 岩上 二郎君 |
| 竹内 澄君 | 松尾 官平君 | 藤井 裕久君 |
| 石破 二朗君 | 円山 雅也君 | 増岡 康治君 |
| 平井 卓志君 | 林 寛子君 | 降矢 敬義君 |
| 井上 吉夫君 | 竹内 澄君 | 戸塚 進也君 |
| 片山 正英君 | 坂元 要君 | 遠藤 要君 |
| 河本嘉久藏君 | 金井 元彦君 | 林 道君 |
| 希嶺 一郎君 | 鳴崎 均君 | 坂元 親男君 |
| 中西 一郎君 | 上條 勝久君 | 戸塚 進也君 |
| 八木 一郎君 | 桧垣徳太郎君 | 遠藤 要君 |
| 塙田十一郎君 | 郡 祐一君 | 林 道君 |
| 白井 莊一君 | 田中 正巳君 | 坂元 親男君 |
| 源田 実君 | 熊谷太三郎君 | 戸塚 進也君 |
| 藤田 正明君 | 岩崎 純三君 | 遠藤 要君 |
| 中村 啓一君 | 野呂田芳成君 | 林 道君 |
| 藤井 孝男君 | 松浦 功君 | 坂元 親男君 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 山田耕三郎君 | 山本富雄君 | 中山千夏君 | 木村陸男君 | 西村尚治君 | 丸茂重貞君 | 増田盛君 | 上田稔君 | 斎藤十朗君 | 山東昭子君 | 大鷹淑子君 | 金丸三郎君 | 堀内俊夫君 | 北修二君 | 田原武雄君 | 遠藤政夫君 | 森山眞弓君 | 降矢敬雄君 | |
| 岩動道行君 | 小澤太郎君 | 加藤武徳君 | 植木光教君 | 町村金五君 | 安田隆明君 | 世耕政隆君 | 古賀雷四郎君 | 梶木又三君 | 龜井久興君 | 坂野重信君 | 岡田廣君 | 大島友治君 | 亀長友義君 | 鈴木正一君 | 熊谷弘君 | 江島淳君 | 板垣正君 | |
| 山本富雄君 | 岩動道行君 | 小澤太郎君 | 加藤武徳君 | 植木光教君 | 町村金五君 | 安田隆明君 | 世耕政隆君 | 古賀雷四郎君 | 梶木又三君 | 龜井久興君 | 坂野重信君 | 岡田廣君 | 大島友治君 | 亀長友義君 | 鈴木正一君 | 熊谷弘君 | 江島淳君 | 板垣正君 |
| 中山千夏君 | 木村陸男君 | 西村尚治君 | 丸茂重貞君 | 増田盛君 | 山崎竜男君 | 斎藤十郎君 | 上田稔君 | 山東昭子君 | 大鷹淑子君 | 金丸三郎君 | 堀内俊夫君 | 北修二君 | 田原武雄君 | 遠藤政夫君 | 森山眞弓君 | 降矢敬雄君 | 中山千夏君 | |

| | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|--------|---------|--------|-------|
| 梶原 | 高木 | 正明君 | 閥口 | 惠造君 | 川原新次郎君 | 岡部 | 三郎君 |
| 衛藤征士郎君 | 長谷川 | 信君 | 伊江 | 朝雄君 | 後藤 | 正夫君 | 村沢 牧君 |
| 佐々木 | 満君 | 森下 | 泰君 | 廣田 | 幸一君 | 鳩山威一郎君 | |
| 宮田 | 輝君 | 夏目 | 忠雄君 | 福岡日出磨君 | 目黒今朝次郎君 | | |
| 中村 | 太郎君 | 草君 | 茂君 | 石本 | 省吾君 | 鈴木 | |
| 秦野 | | | | 長田 | 裕二君 | 内藤晉三郎君 | |
| | | | | 土屋 | 義彦君 | 村田 | 秀三君 |
| | | | | 片岡 | 勝治君 | 山内 | 一郎君 |
| | | | | 安孫子 | 藤吉君 | 楠 | 正俊君 |
| | | | | 玉置 | 和郎君 | 吉田 | 正雄君 |
| | | | | 小谷 | 守君 | 本間 | 昭次君 |
| | | | | 鈴木 | 和美君 | 山田 | 謙君 |
| | | | | 坂倉 | 藤吉君 | 下田 | 京子君 |
| | | | | 佐藤 | 三吉君 | 大森 | 昭君 |
| | | | | 松前 | 達郎君 | 近藤 | 忠孝君 |
| | | | | 高杉 | 徳忠君 | 梶山 | |
| | | | | 勝又 | 武一君 | 安恒 | 良一君 |

國務大臣

大藏大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

卷之三

20

五

大木 正吾君
丸谷 金保君

安武 洋子君
佐藤 明夫君

卷之三

卷之三

山中 郁子君

寺田 熊雄君 宮之原貞光君

和田 龍夫君 竹田 四郎君

卷之三

西久保重光君
田中寿美子君

戸叶 武君 小笠原貞子君

市川正一君 濑谷英行君

卷之三

卷之三十一

議長の報告事項

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

安孫子藤吉君
（国会法第二項但書の規定によるもの）

谷川 寛三君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

安孫子藤吉君
（国会法第二項但書の規定によるもの）

田沢 智治君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

浅野 技君
（国会法第二項但書の規定によるもの）

中山 太郎君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

下田 京子君
（国会法第三項但書の規定によるもの）

立木 洋君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

立木 洋君
（国会法第三項但書の規定によるもの）

立木 洋君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

予算委員

辞任

補欠

谷川 寛三君
（国会法第二項但書の規定によるもの）

藤田 正明君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

名尾 良孝君
（国会法第二項但書の規定によるもの）

梶木 又三君
（国会法第四項但書の規定によるもの）

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

理事 金井 元彦君（加藤武徳君の補欠）
新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

名尾 良孝君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

國民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

中山 太郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

名尾 良孝君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

環境影響評価法案（閣法第七一号）

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

名尾 良孝君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案（閣法第七二号）

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

名尾 良孝君

同日議長において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

北西太平洋における千九百八十年の日本国の漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

名尾 良孝君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七三号）

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

名尾 良孝君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（金子みつ君外五名提出）（衆第三四号）

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

名尾 良孝君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を法務委員会に付託した。

出入国管理令の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

名尾 良孝君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

新技术開発事業団法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

出入国管理令の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

新技术開発事業団法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

出入国管理令の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

新技术開発事業団法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

出入国管理令の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

新技术開発事業団法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

出入国管理令の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

新技术開発事業団法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

出入国管理令の一部を改正する法律案

予算委員

辞任

梶木 又三君

補欠

谷川 寛三君

安孫子藤吉君

同日議長において選任した理事は次のとおりである。

新技术開発事業団法の一部を改正する法律案

</

| | | | | | |
|--|----------|----------|----------------------------------|----------|----------------------------------|
| 農林水産委員 | | 外務委員 | | 建設委員 | |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 |
| 田中寿美子君 | 川村 清一君 | 中山 太郎君 | 園田 清充君 | 園田 清充君 | 中山 太郎君 |
| 安孫子藤吉君 | 江藤 順君 | 安孫子藤吉君 | 江藤 順君 | 安孫子藤吉君 | 江藤 順君 |
| 運輸委員 | | 大蔵委員 | | 大蔵委員 | |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 |
| 安恒 良一君 | 小柳 勇君 | 岩動 道行君 | 関口 恵造君 | 岩動 道行君 | 関口 恵造君 |
| (秦豊君提出) | | 江藤 智君 | 安孫子藤吉君 | 江藤 智君 | 安孫子藤吉君 |
| 政府の総合安全保障政策に関する質問主意書 | | 対馬 孝且君 | 吉田 正雄君 | 対馬 孝且君 | 吉田 正雄君 |
| (秦豊君提出) | | 岩動 道行君 | アルミ産業の位置づけに関する質問主意書(秦豊君提出) | 岩動 道行君 | アルミ産業の位置づけに関する質問主意書(秦豊君提出) |
| 政府の安全保障政策、特に経費分担に関する質問主意書(秦豊君提出) | | 関口 恵造君 | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 | 関口 恵造君 | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 |
| 去る二日次の質問主意書を内閣に転送した。 | | 安恒 良一君 | 政府の総合安全保障政策に関する質問主意書(秦豊君提出) | 安恒 良一君 | 政府の総合安全保障政策に関する質問主意書(秦豊君提出) |
| 政府の对外経済援助に関する質問主意書(秦豊君提出) | | 前島英三郎君 | 吉田 正雄君 | 前島英三郎君 | 吉田 正雄君 |
| 君提出) | | 森田 重郎君 | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 | 森田 重郎君 | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 |
| 政府の核政策、特に第三世界との協力協定に関する質問主意書(秦豊君提出) | | 吉田 正雄君 | 政府の安全保障政策、特に経費分担に関する質問主意書(秦豊君提出) | 吉田 正雄君 | 政府の安全保障政策、特に経費分担に関する質問主意書(秦豊君提出) |
| 一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | | 市川 正一君 | 前島英三郎君 | 市川 正一君 | 前島英三郎君 |
| 地方行政委員 | 運輸委員 | 商工委員 | 商工委員 | 商工委員 | 大蔵委員 |
| 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 神谷信之助君 | 小笠原貞子君 | 吉田 正雄君 | 小笠原貞子君 | 吉田 正雄君 | 安孫子藤吉君 |
| 市川 正一君 | 前島英三郎君 | 対馬 孝且君 | 前島英三郎君 | 対馬 孝且君 | 板垣 正君 |
| 小笠原貞子君 | 前島英三郎君 | 補欠 | 補欠 | 補欠 | 規定期によるもの |
| 神谷信之助君 | 戸塚 進也君 | 市川 正一君 | 神谷信之助君 | 市川 正一君 | 規定期によるもの |
| 市川 正一君 | 法務委員 | 遠藤 要君 | 遠藤 要君 | 遠藤 要君 | 規定期によるもの |
| 小笠原貞子君 | 辞任 | 補欠 | 補欠 | 補欠 | 規定期によるもの |
| 神谷信之助君 | 小笠原貞子君 | 田代由紀男君 | 田代由紀男君 | 田代由紀男君 | 規定期によるもの |
| 岡田十一郎君 | 戸塚 進也君 | 前島英三郎君 | 前島英三郎君 | 前島英三郎君 | 規定期によるもの |
| 大蔵委員 | | 建設委員 | | 建設委員 | |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 |
| 安孫子藤吉君 | 江藤 順君 | 小笠原貞子君 | 市川 正一君 | 小笠原貞子君 | 中山 太郎君 |
| 板垣 正君 | 安孫子藤吉君 | 前島英三郎君 | 森田 重郎君 | 前島英三郎君 | 國会法第四十二条第三項の規定によるもの |
| 規定期によるもの | 規定期によるもの | 規定期によるもの | 規定期によるもの | 規定期によるもの | 規定期によるもの |

| | | |
|--|---|--|
| <p>予算委員</p> <p>辞任 辰垣 正君 藤田 正明君</p> <p>同日委員会において選任した理事は次のとおりである。</p> <p>農林水産委員会</p> <p>理事 川村 清一君 (川村清一君の補欠)</p> <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。</p> <p>脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)</p> <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p> <p>廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)</p> <p>社会労働委員会に付託</p> <p>調書(その1)</p> <p>決算委員会に付託</p> <p>同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p> <p>昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)</p> <p>文教委員会に付託</p> <p>昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)</p> <p>農林水産委員会に付託</p> <p>昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)</p> <p>可決報告書</p> <p>産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>この協定は、戦後我が国が諸外国との間で締結した文化協定とはほぼ同様の内容のものであつて、我が国とオランダ王国との間で文化及び教育の各分野における交流を奨励することを定めたものである。この協定を締結することは、我が国とオランダ王国との文化交流の一層の促進に資すると思われる所以で、妥当な措置と認められた。</p> | <p>補欠</p> <p>農林水産委員会に付託</p> <p>調書(その1)</p> <p>決算委員会に付託</p> <p>同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p> <p>廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)</p> <p>文教委員会に付託</p> <p>昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)</p> <p>農林水産委員会に付託</p> <p>昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)</p> <p>可決報告書</p> <p>産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>この協定は、戦後我が国が諸外国との間で締結した文化協定とはほぼ同様の内容のものであつて、我が国とオランダ王国との間で文化及び教育の各分野における交流を奨励することを定めたものである。この協定を締結することは、我が国とオランダ王国との文化交流の一層の促進に資すると思われる所以で、妥当な措置と認められた。</p> | <p>各省各厅所管使用調書(その1)</p> <p>昭和五十五年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)</p> <p>同日委員長から次の報告書が提出された。</p> <p>財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法第三号)可決報告書</p> <p>アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第五三号)可決報告書</p> <p>一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第五四号)可決報告書</p> <p>臨時通貨法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)可決報告書</p> <p>昭和五十六年四月二十三日</p> <p>参議院議長 德永 正利殿</p> <p>外務委員長 秦野 章</p> <p>【第十四号参照】</p> <p>審査報告書</p> <p>日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>昭和五十六年五月八日 参議院会議録第十六号 議長の報告事項</p> |
|--|---|--|

た。この協定は、アフリカの経済開発及び社会的進歩の促進を目的としてアフリカ開発銀行を設立すること及びその組織、資本、業務、運営、加盟国の地位等を定めたものである。我

一、費用

我が国とギリシャ共和国との文化交流の一層の促進に資すると思われる所以、妥当な措置と認めた。

一、費用

我が国とギリシャ共和国との間の文化協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

外務委員長 秦野 章

参議院議長 德永 正利殿

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

外務委員長 秦野 章

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、戦後我が国が諸外国との間で締結した文化協定とほぼ同様の内容のものであつて、我が国とギリシャ共和国との間で文化及び

一、委員会の決定の理由

教育の各分野における交流を奨励することを定めたものである。この協定（域外の銀行への加盟を規律する

一般規則を含む。）は、アフリカの経済開発及び社会的進歩の促進を目的としてアフリカ開発銀行を設立すること及びその組織、資本、業務、運営、加盟国の地位等を定めたものである。我

一、費用

我が国とアフリカ諸国との間の友好関係の増進に資すると思われる所以、妥当な措置と認めた。

一、費用

我が国とアフリカ諸国との間の友好関係の増進に資すると思われる所以、妥当な措置と認めた。

審査報告書

審査報告書

日本国政府とギリシャ共和国との間の文

化協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

外務委員長 秦野 章

参議院議長 德永 正利殿

一、費用

銀行の授権資本に対する我が国の応募額は二

億四千五百六十八万計算単位（六百三十七億五

千四十九万二千二百二十七円相当）であり、そ

の四分の一が払込資本であるが、我が国は全額

国債で払込む予定にしており、払込資本は五回

均等年賦で払込むこととなつており、昭和五十

六年度国債整理資金特別会計において第一回払込分の財源三十一億八千八百万円を計上してい

る。

審査報告書

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結につ

いて承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結につ

いて承認を求める件

一、費用

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結につ

いて承認を求める件

一、費用

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結につ

いて承認を求める件

一、費用

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結につ

いて承認を求める件

一、費用

アフリカ開発銀行を設立すること及びその組織、資本、業務、運営について定めたものである。我が国がこの

外 告 号 (外)

協定を締結することは、我が国の一次産品の輸入の安定化を図るとともに一次産品の輸出国である開発途上国の経済発展に協力する見地から有意義であると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

外務委員長 秦野 章

審査報告書

入の安定化を図るとともに一次産品の輸出国である開発途上国の経済発展に協力する見地から有意義であると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、委員会の決定の理由

要領書

この協定の締結に伴い、その経費として、昭和五十六年度予算に一次產品共通基金出資十五億三百萬円(大蔵省所管)及び同趣出金一億九千五百萬円(外務省所管)がそれぞれ計上されている。

この協定は、東南アジア諸国連合構成国の經濟開発の促進を図るため東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立すること及びその業務、組織、運営等について定めたものである。我が国がこの協定を締結し同センターの加盟国となることは、我が国と東南アジア諸国連合構成国との間の友好関係を一層促進する見地から有益であると思われる所以、妥当な措置と認めた。

一、費用

この協定を実施するために、昭和五十六年度予算に五億三十三万円が計上されている。

ターケーを設立する協定の締結について承認を求める件

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

一、費用

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十年の議定書の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

外務委員長 秦野 章

審査報告書

参議院議長 德永 正利殿

審査報告書

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十年の議定書の締結について承認を求める件

この議定書により改正され適用される北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を実施するため、昭和五十六年度予算に北太平洋おつせい委員会分担金として百四十一万千円、北太平洋おつとせい条約実施費として七百六十九万七千円、調査研究費として五千三十万六千円及び取締費として九百八十二万一千円がそれぞれ計上されている。他方、右の条約に基づいてわが国が入手し得るおつとせいの獸皮を処分することにより、昭和五十六年度において六千五百四十八万千円の國庫収入が見込まれる。

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約に所要の改正を行つた上で適用することを定めたものである。我が国がこの

議定書を締結することは、北太平洋のおつとせい資源の適正な管理方法を見出すための措置が引き続きとられることになるので、妥当な措置

審査報告書

南極の海洋生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

上されている。

外務委員長 秦野 章

参議院議長 徳永 正利殿
審査報告書

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、南極の海洋生物資源の保存に関

締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し

二、委員会の決定の理由

この条約は、南極の海洋生物資源の保存に関する原則を定めるとともに、これら生物資源の

協力が促進されると思われるので、妥当な措置

と認めた。

三、委員会の決定の理由

この条約は、南極の海洋生物資源の適切な保存

と認めた。

四、費用

昭和五十六年度予算に、この協定の実施を含

む鳥獣保護行政等に要する経費として二億三千

本法律案は、在ヴァヌアツ及び在ジンバブエ

各日本国大使館をそれぞれ設置し、在マナオス

日本国領事館を総領事館に昇格させるととも

に、これらの在外公館に勤務する外務公務員の

在勤基本手当の基準額を設定すること、既設の

在外公館について在勤基本手当の基準額を改め

ること等を内容とするものであつて、妥当な措

置と認めた。

五、費用

昭和五十六年度予算に、南極海洋生物資源保

往復する渡り鳥の捕獲及びその卵の採取を原則

を改正する法律案

六、費用

昭和五十六年度予算に、日中両国間ににおいて、両国間を

務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案

七、費用

存委員会分担金として八百九十四万七千円が計

として禁止すること、不法に捕獲された渡り

鳥、その加工品等の販売、購入等を禁止する」

た。よつて要領書を添えて報告する。

と、渡り鳥の研究資料などを交換すること、渡

り鳥及びその生息環境の保護、管理に努める」

と等を定めたものである。この協定の締結によ

り、鳥類及びその生息環境の保護に関する国際

協力が促進されると思われるので、妥当な措置

と認めた。

八、費用

外務委員長 秦野 章

参議院議長 徳永 正利殿
審査報告書

度予算に九億六千四百三十一万七千円が計上さ

審查報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

商工委員長 金丸三郎

參謀院議長 德永 亞和殿

一、
貢用

なお、別紙の附帯決議を行つた。

詩經

投資保険の付保の対象とする等の措置を講じよ

保険に付保するための特則を設け、これらの保

及び技術提供契約を普通輸出保険及び輸出代金

險で担保し、外国の企業との共同受注の場合に

附帶決議

審查報告書

切な措置を講ずべきである。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

社会労働委員長 片山 勝市

參議院議長 德永正利

要領書

一、委員会の決定の理由

要領書

本法律案は、プラント類の輸出等の大型化及び受注形態の多様化、海外投資としての債務保証の増大等にかんがみ、複合的な技術提供契

約に含まれる輸出貨物に係る危険を普通輸出保

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十六年度一般会計予算に約八億十三百万円が計上されている。

強化するとともに、証紙貼付の履行確保に努める」と。

一、委員会の決定の理由

四、民間林業従事者についての特定業種退職金共済事業については、統合後の特定業種退職金共済組合において、昭和五十七年一月一日から発足できるよう万全を期すこと。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

附帯決議

一、新たに設置される特定業種退職金共済組合においては、それぞれの業種の退職金共済事業が引き続き円滑に運営されるよう十分配慮すること。

一、特定業種退職金共済制度の運営に当たつては、関係労使の意見を十分反映できるよう所要の措置を検討すること。

審査報告書 恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十二日

一、特定業種退職金共済制度の運営に当たつては、関係労使の意見を十分反映できるよう所要の措置を検討すること。

三、特定業種退職金共済制度への加入促進対策を

要領書

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう

配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行うとともに、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る

仮定俸給の引上げ等所要の改善措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、扶助料の給付水準については、さらにその改善を図ること。

一、加算年の事務処理については、速やかに措置ができるよう特段の配慮を行ふこと。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討する」と。

附帯決議

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

政府は、次の事項について、速やかに検討の上

善処すべきである。

内閣委員長 林 道

参議院議長 緒永 正利殿

附帯決議

政府は、次の事項について、速やかに検討の上

善処すべきである。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の

件について速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書(法務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第六三七号、第六三九号、第六四〇号、第六

五六号 法務局、更生保護官署及び入国管
理官署職員の大幅増員に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年四月二十三日

法務委員長 鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十六年五月八日 參議院会議録第十六号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可(定価
一一〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京一六一四、一六一五
丁105

五一〇